

巡検支援制度に関する内規

東北地理学会幹事会
2025 年 10 月 20 日制定

(趣旨)

第 1 条 地域の自然現象や人文社会現象を専門家の案内によって実地に見聞し、その現象やその地域への理解を深め考察することは地理学研究の基本的な方法の一つであり、また、その実施を通じて研究間での議論を促進すること、研究間のネットワーク構築を支援することは学会の役割の一つであるといえる。この内規は、会員が学会事業（主催、共催行事）として実施する巡検に対し、東北地理学会が季刊地理学、学会ウェブサイト等による巡検の告知と、バス借り上げ代等に対して補助するため必要な事項を定めるものである。

(巡検支援の決定)

- 第 2 条 東北地理学会は、会員（巡検企画者、代表案内者）による申請（申請書による）に基づき、季刊地理学、学会ウェブサイト等による巡検の告知、および、第 5 条に定める金額の範囲で、巡検実施に充てるため、補助金を支給する。
- 2 会員は、巡検実施の概ね 3 ヶ月前までに申請する。
 - 3 巡検支援の可否及び支給額は幹事会の議を経て会長が決定する。
 - 4 幹事会は、会員に対して、巡検支援の可否及び支給見込額を伝える。
 - 5 巡検企画は、別団体との共催であっても良い。

(巡検企画の告知)

- 第 3 条 学会事務局は、その巡検企画について、学会ウェブサイト、季刊地理学等で告知を行う。
- 2 参加申し込み受付、交通機関や宿泊地の手配、保険の申し込み等の事務は、会員が行う。

(補助金の対象)

- 第 4 条 学会は以下の項目に対して補助を行う。
- i) バス借り上げ代など
 - ii) 資料印刷費
- 2 現地での非会員説明者への手土産代、謝金は補助の対象とならない。
 - 3 案内者への報酬は補助の対象とならない。
 - 4 参加者の旅行保険は補助の対象とならない。

(補助金の支給)

- 第 5 条 本内規第 2 条に基づき支給する補助の額は、別途幹事会で定める。
- 2 巡検実施後、会員は、幹事会に対して収支報告を行う。
 - 3 幹事会による収支報告確認後、学会事務局は、会員に対して、補助金を支給する。

(安全管理及び免責)

- 第 6 条 会員は、本内規に基づき支援される巡検を実施するにあたっては、自身及び同行者の安全に万全を期す。
- 2 会員は、本巡検補助金と他の研究費等により支弁される旅費とを二重に受給することのないよう留意する。
 - 3 東北地理学会は、会員による巡検の実施によって発生した事故に対して、いかなる責任も負わない。会員は、旅行保険への加入確認など参加者の安全確保に万全を期す。

(成果報告)

第7条 会員は、本内規に基づき支援される巡検の実施後、季刊地理学（場合によっては、学会ウェブサイト）に実施内容を投稿すること。

2 前項の成果報告をする際には、「東北地理学会巡検支援制度」の下実施した巡検である旨付記すること。

この内規は、2025年10月20日から施行する。